

事務連絡
令和 7 年 5 月 9 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

水泳等の事故防止について（周知のお願い）

平素より、生活衛生対策の推進に御配慮・御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

遊泳用プールの衛生水準の確保については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）を踏まえて御指導いただいていたところです。

スポーツ庁健康スポーツ課長から、水泳等の事故防止について、令和 7 年 5 月 7 日付けの通知（別紙）が発出されたところであり、今夏における水泳等の事故防止のため、プールの安全確保に係る考え方が示されておりますので、遊泳用プールの関係者に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月 文部科学省・国土交通省策定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/_icsFiles/afieldfile/2011/05/26/1306538_01_1.pdf

7 ス 健 ス 第 8 号
令和 7 年 5 月 7 日

厚生労働省健康・生活衛生局
生活衛生課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長

水泳等の事故防止について（周知）

今般、スポーツ庁においては、今夏における水泳等の事故防止のため、安全確保措置を講じるよう、都道府県教育委員会・都道府県等関係機関に対して、令和 7 年 5 月 2 日付け 7 ス庁第 274 号で「水泳等の事故防止について（通知）」（別添）を発出しましたので、お知らせします。

なお、プールの安全確保については、これまでも御協力いただいているところでありますが、特に、当該通知の記の「1. プールの施設面、管理・運営面について」及び当該通知の別添「プールの安全標準指針」を参考とした措置については、都道府県及び指定都市における貴省の関連する部署での対応が望まれるところもありますので御承知くださいますようお願いいたします。

（担当）

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL 03-5253-4111（内線 2684）

E-mail kensport@mext.go.jp

7ス庁 第274号
令和7年5月2日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
寺門 成真

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」及び「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）（令和6年7月10日付6文科初第885号）」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、別紙の内容も活用し、効果的に周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあつては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

- (2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/sui ei 2018/sui ei 2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこととし、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認資格制度の取得を促すこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

- (2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.nhi.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課

（内線：2684）

担当：竹中

kensport@next.go.jp

[学校体育担当]

担当：飯田、外薗

（内線：2674）

政策課企画調整室

skikaku@next.go.jp

[学校運動部活動担当]

担当：行武

（内線：3953）

地域スポーツ課

tiiki sport@next.go.jp

[学校プール施設・社会体育施設担当]
参事官（地域振興担当）付

担当：福田、恩田

（内線：3773）

stiki@next.go.jp

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、以下の資料等を参考に、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

- ①「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成 30 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpn-sport.go.jp/arzen/Portals/0/arzen/arzen_school/sui ei 2018/sui ei 2018_0.pdf
- ②「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成 26 年 3 月文部科学省）
https://www.next.go.jp/a_nenu/sports/jyuiitsu/1348589.htm
- ③「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成 26 年 3 月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=Oj-Dry4xcQ8&list=PLGpGz3lnbEzpfblZpdankuUAYsFHsX>
- ④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成 28 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MyISzNboTA>

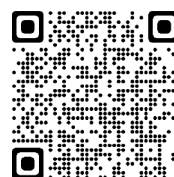
(1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールなど、普段と異なる環境で授業を実施する場合も含め、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

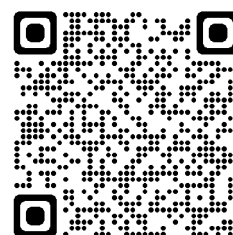
(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としているが、高等学校の入学年次の次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swimor.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
（平成 26 年 3 月文部科学省）抜粋

動画「スタートの段階指

- (3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度 40 度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。

【令和5年度の災害共済給付の重大事故の例】

高	体育的部活動	水泳部の朝練習に参加した後、更衣室で着替えを済ませて退出する際に、足元を滑らせて転倒した。その時、とっさに右手首を床についた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかったため、湿布や塗り薬でケアをしていた。数か月様子を見ていたが痛みが引かなかったため受診したところ骨折と判明した。
---	--------	---

- 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。
 - e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
(公益財団法人日本ライフセービング協会)
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
 - 小中学生向け水難防止デジタル教材「水辺の安全学習アプリ」
(公益財団法人B&G財団)
<https://mizube-anzen.jp/>
- 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
- 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
- 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



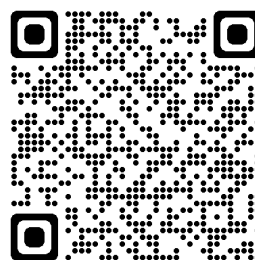
高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swin.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

動画「スタートの段階指導」



令和6年夏期（7～8月）における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和6年夏期における水難の概況』参照
※（ ）内は中学生以下の子供で内数

【表1】 水難者数

	水難者数
令和6年夏期	601人（105）
令和5年夏期	568人（106）

【表2】 場所別死者・行方不明者

	令和6年夏期		令和5年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	117(5)	48.3%	106(3)	44.9%
河川	100(11)	36.4%	100(10)	42.4%
湖沼池	10(0)	4.1%	16(2)	6.8%
用水路	20(1)	8.3%	11(0)	4.7%
プール	2(1)	0.8%	2(1)	0.8%
その他	5(0)	2.1%	1(0)	0.4%
計	242(18)		236(16)	

【表3】 行為別死者・行方不明者

	令和6年夏期		令和5年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	24(3)	9.9%	39(7)	16.5%
水遊び	39(12)	16.1%	30(6)	12.7%
魚とり・釣り	51(0)	21.1%	47(1)	19.9%
作業中	15(0)	6.2%	14(0)	5.9%
通行中	6(0)	2.5%	10(0)	4.2%
その他	107(3)	44.2%	96(2)	40.7%
陸上における遊戯・スポーツ中	1(1)	0.4%	0	0.0%
ボート遊び	1(0)	0.4%	2(0)	0.8%
水難救助活動	9(2)	3.7%	2(0)	0.8%
シュノーケリング	9(0)	3.7%	9(1)	3.8%
スキューバダイビング	6(0)	2.5%	2(0)	0.8%
サーフィン	6(0)	2.5%	6(0)	2.5%
その他	14(0)	5.8%	19(0)	8.1%
不明	61(0)	25.2%	56(1)	23.7%
合計	242(18)		236()	

【表4】 年齢層別死者・行方不明者

	令和6年夏期		令和5年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	18	7.4%	16	6.8%
未就学児童	3	1.2%	1	0.4%
小学生	6	2.5%	11	4.7%
中学生	9	3.7%	4	1.7%
高校生又はこれに相当する年齢の者	9	3.7%	5	2.1%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	97	40.1%	95	40.3%
65歳以上の者	102	42.1%	106	44.9%
不明	16	6.6%	14	5.9%
合 計	236		236	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故（水泳・水泳指導中）に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和6年度は速報値

学校種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総 計
小学校	0	0	0	0	1	1
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	1	2	0	0	3
総 計	0	1	2	0	1	4

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞金の支給件数

※令和6年度は速報値

学校種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総 計
小学校	3	0	0	0	0	3
中学校	1	4	0	0	0	5
高等学校	2	0	1	1	2	6
総 計	6	4	1	1	2	14

※学校種は発生校種